

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720367

研究課題名(和文)近世イングランド帰化制度の変遷とその重要性・近世の特徴

研究課題名(英文)Historical transformation of Naturalization in early modern England

研究代表者

中川 順子 (NAKAGAWA, JUNKO)

熊本大学・文学部・准教授

研究者番号：00324731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題の研究成果は次の3点である。第一に、近世イングランドにおける帰化制度の近世の特徴が、その複層性・可変性、信仰の重要性にあること、また複合国家としてのブリテンや帝国の存在がナショナリティ構築において重要な役割を果たしていたことを明らかにした。第二に、法的地位取得者の実態を明らかにした。17世紀中葉以降、海外出身者に対しても帰化が付与されるケースが増加しており、それは帰化が外国人を臣民化する装置として機能している証左であることを提示した。第三に、近世ロンドン在住の外国人の子どもについて、外国人調査の分析を通じて人数の増加と、彼らの出身地や年齢、家族背景などその特徴を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research presents three findings. Firstly, in early modern England, the features of the system of the naturalization are its multilayered and variable one. Additionally, by the act in 1609, it seems to conclude that religion provided the crucial definition of nationality and difference between the selfness and the otherness. Secondly, this research reveals the details of naturalized subjects and denizens. The result indicated that the target for naturalization shifted gradually from the Scottish and the English children who were foreign born to aliens from abroad. Thirdly, the result of investigation into the status of the English-born children of aliens in early modern London shows that Londoners recognized these children not as natural born subjects, but as aliens. In conclusion, authorities in London accepted a notion of belonging, namely Englishness, which was grounded in parental lineage rather than in birth in the territory of the sovereign.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：帰化 近世イングランド ナショナリティ アイデンティティ

1. 研究開始当初の背景

2005年のロンドン・テロ事件以降、「他者に寛容な多元的共生型社会」という従来のイギリス社会像は修正を迫られている。イギリス社会に流入・定住した移民と彼らの共同体に関する問題は、比較的新しい研究テーマであるものの、過去30年間に多くの研究蓄積がある。しかしながら、移民研究者Panikos Panayiは、2010年に刊行された著書のなかで、移民研究の問題点として、第一に移民共同体への関心の偏重、第二に長期的な視点の欠如の2点を挙げている。Panayiは、ホスト社会と移民（他者）との相互作用、その結果としてのホスト社会の社会的・文化的変容を検証する必要性と、移民研究を歴史研究のメインストリームに接合する必然性を主張している。そのためには、長期的(歴史的)な観点からの移民研究が不可欠である。それにもかかわらず、移民研究の中心が政治学や社会学にあることから、研究が近代とりわけ20世紀後半以降に集中している事実は否めない。

筆者はこれまでも一貫して近世イギリス(イングランド)における他者(移民・外国人)受容にかかる問題、とくに移民とホスト社会の国民意識形成の関係を研究の中心課題とし、その歴史的展開の解明に取り組んできた。その過程において、他者の法的地位と彼らに対する帰化制度に着目し、それらが国民や国家の枠組みを可視化し、ホスト社会の特質や他者の流入に伴う文化的・社会的変容を明らかにする重要な観点となることを提示してきた。帰化の授与対象者や授与資格・条件は、ホスト社会の成員に自己と他者の

境界を自覚させ、その成員として認可・受容する存在とその範囲を明示する。それらは社会や国家の枠組みや体制の有り様を顕在化させることにもなる。したがって、帰化制度の変遷、それと社会との相互作用の帰結は、近世イングランド社会の特徴を照射する極めて有効な装置となりうる。

それにもかかわらず、帰化研究についてもその中心は現代にある。近世については、柳井健一による研究があるが、近代的な国籍概念を適応した制度史にとどまり、帰化の実態やその近世の特徴は扱われていない。移民の法的地位を歴史的・社会的背景を踏まえて考察した研究も少ない。16世紀後半の大陸出身の移民についてはL.Luuの、18世紀初頭の一般帰化法に関してはD.Stattのモノグラフがあるが、帰化制度の転機であり実験期とも言える17世紀は看過され、研究の空白域となっている。加えて、帰化制度の変遷とそのインパクトを18世紀半ばまでを射程に入れた長いスパンで扱った実証的歴史研究はない。しかも、従来の研究は、いわゆるプロテスタント難民(ユグノー)に特化しており、近世イングランド社会にとって無視できない存在であったブリテン内の他者やユダヤ人の問題が欠落している。本研究課題は、上述の研究状況をふまえて設定されたものである。

2. 研究の目的

国民の条件(やアイデンティティ)と境界、国家の枠組みは、外国人の法的地位と彼らに対する帰化制度によって可視化

される。本研究の目的は、第一に近世イングランドにおける外国人の法的地位と帰化制度の長期的変遷を、第二に、それらとイングランド社会（その意識形成）との相互作用を究明することである。その結果、国籍・移民法史上、近世における他者の法的地位の特殊性と帰化制度の重要性が明らかとなる。それによって、制度と社会の「近世的」特徴、多元的・複合的イギリス社会（国家）の歴史的端緒が解明される。具体的な研究目的は以下の3点である。

- (1) 帰化制度の変遷とその運用実態を調査する。帰化取得者と外国人の中間的存在（地位）の *denizen* も調査対象とし、取得者の実態分析を通じて、取得者の特徴、法的地位付与にかかるホスト社会の態度を明らかにする。
- (2) 分析対象をユダヤ人と複合国家としてのブリテン（イギリス）内の他者にも拡張し、帝国とイングランド内との帰化制度や他者性の相違・関連を調査する。
- (3) (1)、(2)の成果とこれまでの研究成果をイングランド社会が経験した歴史的・社会的変動や17世紀後半の一般帰化法成立をめぐる議論に即して（ホスト社会のアイデンティティ形成への影響に着目しつつ）検証し、近世帰化制度の長期的変遷とその運用実態、それらとホスト社会の文化変容との相

相互作用を究明する。

以上により、国籍・移民法史にみる近世イングランドにおける他者の法的地位の特殊性と帰化制度の重要性、それらにおける宗教と経済的利害の位置づけが明らかとなる。最終的には、帰化制度の長期的な変遷とそれとホスト社会との相互作用から近世イングランド社会の社会的・文化的特徴の解明を目的とした。

3. 研究の方法

(1) 文献や史料の調査・収集

The British Library、The National Archives、The Institute of Historical Research 等、ロンドンにある各種図書館や文書館で史料や文献の調査・収集を行った。

(2) 史料・文献の精読

本研究の遂行にあたって、ロンドンや国内で収集した帰化やユダヤ人に関する史料や文献の精読、分析を実施した。

その主要史料は『イングランドにおける外国人のためのデニズン許可証ならびに帰化法 (*Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England.*)』である。法的取得者の実態について、その分析を1679年まで進めた。アイルランドに関する帰化については、同史料の関連部分を調査した。帰化法の制度にかかる問題については、議会史料や *Statute Realms*、裁判の判例記録を史料として分析を行った。帰化に関する史料とクロスリファレンスするために、また移民の子どもたちの実態を明らかにするために、外国人調査（例えば、*Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639,*

Huguenot Society of London Quarto Series, Vol. 57 (1985))をはじめ、ロンドンの外国人教会の登録簿などを参照、分析した。その他必要に応じて、*State Papers, Domestic Series, Calendar of Patent Rolls*、帰化や移民に関する嘆願書・パンフレット類等を用いて研究を進めた。

4 . 研究成果

研究の目的の(1)については、1679年まで史料の分析を進めた。17世紀前半については、同君連合が成立した結果、またアイルランド植民促進のため、帰化の取得者はスコットランド出身者が多く、海外出身者は皆無に等しかった。海外出身者のほとんどに認められたのはデニゼーションであった。共和政期は、帰化の付与はなく、デニゼーションのみの付与であった。帰化制度が機能停止になっていた時期といえよう。王政復古期には、海外で出生したイングランド人の子どもの復権としての帰化を多く確認できた。彼らは共和政期に海外に亡命したイングランド人の子どもであった。その一方で、この時期から外国人への帰化が増加している。このことは移民誘致政策としての一般帰化法につながる動きと連動している可能性が高い。それは、帰化が他者の臣民化装置としてこれまで以上に機能するようになったことを意味している。同時に、依然としてデニゼーションは付与され続けた。そこにカリブ海に関係する者たちの存在が確認される

のが17世紀中葉における外国人の法的地位の特徴的である。

研究目的の(2)と(3)に関連する帰化やナショナリティに関しては、17世紀が帰化制度の転機であることが明らかになった。その歴史的背景としては同君連合の成立が挙げられる。16世紀後半は曖昧だった帰化とデニゼーションの区別は、17世紀以降、明確化する。この時期の複合国家としてのブリテンや北米やカリブ海の植民地の存在は、イングランドがその地位の優位を確保しながら臣民規定の構築することに重要な役割を果たした。また、帰化に際して、信仰がその条件として改めて法令化されたのも17世紀初頭である。これらの過程を経て、イングランド社会は、出生地主義を原則に、信仰を臣民(ナショナリティ)の条件としながらも、ブリテン、帝国、大陸との関係の中で、帰化とデニゼーションという他者への2つの法的地位を維持し、ローカルな帰化も併存させるといふナショナリティのあり方を確立させた。このようなナショナリティ、他者規定の複層性、可変性、自己と他者との境界の柔軟性は、帰化制度における近世の特徴であることが本研究により明らかになった。

出生地主義に基づけば、イングランドで出生した外国人の子どもは生来のイングランド人と同様の権利を享受できるイングランド臣民である。しかし、地域社会では、そのように認識されてはいないことがロンドン市の動向から明らかになった。大陸出身のプロテスタントを信仰上の同胞としてチャリティ(救済)の対象としつつ

も、イングランド出生の子どもたちの地位や権利は常に問題となっていた。ロンドン社会が外国人の子ども、すなわち第2、第3世代に示した対応を明らかにすることは、従来の第1世代偏重の移民研究を克服するためにも重要である。したがって、本研究期間内に予備的調査として16世紀後半ロンドンで外国人調査に記録された外国人の子どもについて史料分析を行った。その結果、1570年代と1590年代を比較したとき、16世紀後半にはイングランド出生の外国人の子どもが増加したことが明らかになった。彼らの親にみられる傾向は当時のロンドンの外国人の一般的特徴と合致することも確認できた。以上についても、論文としてその成果を刊行した。

以上の研究を通じて、地域社会にとってナショナリティとはいわゆる近代的な国籍としてではなく、主として経済的な特権として認識されていた。これもナショナリティや帰化にかかる近世的な特徴である。したがって、ナショナルなレベルでの出生地主義に基づく自己と他者の区別は、地域社会では適応されず、ホスト社会の人々もそれを容認するわけにもいかなかった。そこで、ロンドンの人々がナショナリティやアイデンティティの原則として持ち出したのが、血統(race)であることを本研究は明らかにした。それがどのように、アイデンティティ構築に反映されていくかについては、ユダヤ人に対する一般帰化への賛否にかかる問題と併せて、分析されなければならない。今後の研究課題が明らかになったことも研究成果の一部である。今後

J. Selwoodの研究を参照しつつ、研究の進化をはかる予定である。ユダヤ人については、文献調査と史料収集、それらの一部分析・精読にとどまったが、平成26年度から採択された科学研究費の研究課題として研究を継続することになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

中川順子「近世ロンドンにおける外国人の子どもと地域社会 外国人調査報告の分析を中心に」『熊本大学文学部論叢』(熊本大学文学部)105号、2014年、53-63頁。査読あり。

<http://reposit.lib.kumamoto-u.ac.jp/>
中川順子、「17世紀中葉イングランドにおける帰化制度と法的地位取得者」『文学部論叢』(熊本大学文学部)103号、2012年、29-39頁。査読あり。

<http://reposit.lib.kumamoto-u.ac.jp/>

〔学会発表〕(計 3 件)

Junko Nakagawa, 'Naturalization and the Otherness in Early modern England', The 5th Japanese-Korean Conference of British History, 20th to 22nd June 2013, Silla University, Busan, Korea.

中川順子、「17世紀イングランドにおける帰化とデニズン」、七隈史学会第14回大会(於 福岡大学 2012年9月29日)
中川順子、「近世イングランドにおける他者とその境界」第16回ワークショップ西洋史・大阪(於 大阪大学 2011年5月28日)

〔図書〕(計 2 件)

中川順子、「追放すべき他者であり、同情に値する兄弟であり」、光永雅明編『文化的多様性のイギリス史』、世界思想社、2015年、ページ数未定。

中川順子、「帰化システムと複合国家」岩井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会』

ミネルヴァ書房、2012年、147-171頁。

[その他] (計 1 件)

Junko Nakagawa, 'Naturalization and the Otherness in Early Modern England', in *Multiculturalism and Racial Problems in Twenties Century Britain*, The 5th Japanese-Korean Conference of British History, 20th to 22nd June 2013, Silla University, Busan, Korea, pp.89-98.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川 順子 (NAKAGAWA JUNKO)

熊本大学・文学部・准教授

研究者番号：00324731